

**講演録**

**租税法における形式主義と実質主義**

—私法形式の尊重を中心に—

北海道大学大学院法学研究科教授  
佐藤修二

◆SUMMARY◆

本稿は、令和6年2月15日に開催した「税務研究会」における佐藤修二教授（北海道大学大学院法学研究科）の講演内容をまとめたものである。

租税法においては、文理解釈の原則や私法形式の尊重という考え方が裁判例で定着している一方、課税当局・納税者の双方の側から、「実質」に即した課税を志向し、課税上の公平を図ったり、納税者を救済したりする考え方もあり得る。

本講演では、「租税法における形式主義と実質主義—私法形式の尊重を中心に—」と題し、まず、文理解釈とその射程について、裁判例に即して概観する。その上で、信託型ストックオプションを題材として、私法形式の尊重という点について検討を試みる。

（令和6年5月10日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、  
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式  
見解を示すものではありません。

目 次

はじめに .....	16
1. 文理解釈の原則とその射程 .....	17
2. 信託型ストックオプション .....	17

はじめに

○佐藤修二氏 北海道大学の佐藤と申します。簡単に自己紹介をいたしますと、私はアカデミアで育った人間ではなく、実務家を長いことやっておりました。しかも、ここは税務大学校なわけですけれども、私は課税当局出身ではなく弁護士で、恐縮ながら課税当局を相手に訴訟をさせていただくこともあったということです。今回、このような場へ呼んでいただき、本当にありがたいと思っております。

弁護士をやっていた中で、途中、東日本大震災があった 2011 年に、国税不服審判所で任期付職員の審判官に任命され、3 年間、東京の支部で務めたという経験がございます。その時、税務大学校には、研修を受ける生徒としてお邪魔したことが 1 週間くらいございまして、非常に懐かしく思っております。また、弁護士に戻ってからは、本科という選抜のコースで組織再編税制の話させていただいたこともございました。そのような御縁のあるところですので、非常にこの場をありがたく思っております。

早速、中身の方に入っていきますけれども、テーマは、租税法における形式主義と実質主義ということです。今、申し上げたとおり、私は弁護士だったわけですけれども、裁判になる事案では、形式的に法律を適用するのか、それとも、もうちょっと実態を見て課税すべきか、ということが問題となることが非常に多いわけです。これは、どちらを取れば、課

税庁に有利だとか、納税者に有利だとか、そういうことも必ずしもなくて、ケース・バイ・ケースで、形式で行くと課税庁がいい場合もあるし、納税者が得をするような例もあります。私の実務家としての経験を踏まえた上でのご報告として、多少お役に立てるかなと思ひまして、こういうテーマを選びました。

まず、「文理解釈」というテーマにつき簡単に触れた上で、最近話題になった信託型ストックオプションを題材として、私法形式の尊重ということについてお話ししたいと思います。信託型ストックオプションに私が興味を持った経緯としては、私が元々弁護士だったため、知り合いにも弁護士が多いわけですね。一時期、弁護士の間では、信託型ストックオプションが非常に話題になっていました。私自身は、正直、難しいテーマだと思っております。というのは、信託税制自体が非常に難しく、また、インセンティブ報酬の税制というのも難しい分野だと思います。ですから、あまり自分で主体的に取り上げたいとは思っていなかったんですけれども、弁護士の人とやり取りをしていると、色々なことが耳学問で入ってくるわけです。それで、そうしたことに詳しい先生との鼎談記事を掲載していただきました<sup>(1)</sup>。国税庁の OB でいらっしゃる木村浩之先生と、大手法律事務所出身の川添文彬先生との鼎談です。その時は、私は主に聞き役で、教えていただくという感じでしたが、そこで考えたことも踏まえ、別途、私単独で、雑文を書きました<sup>(2)</sup>。先程来申し

上げているとおり、非常に難しい問題なので、あまり断定的なことは申し上げられないのですが、私の法曹実務家としての経験から、税務大学校という場で申し上げるのは大変恐縮ながら、国税庁の見解にやや疑問もあったものですから、そういう点を書かせていただいたわけです。こういう問題は、本当は、最終的には裁判にならないと分からないところです。本日は、私の試論をお示しいと思います。

### 1. 文理解釈の原則とその射程

信託型ストックオプションの前に、文理解釈とその射程というお話に簡単に触れます。租税法は、文理解釈が原則であるという考え方が、裁判例では定着していると思います。最近の興味深い例としては、先程お名前を上げた木村浩之先生が訴訟代理人であった、高松高裁の事件というものがあります<sup>(3)</sup>。これは、判例雑誌には載っていないらしいのですが、いずれ税務訴訟資料には載ると思います。徴収に関する事件、もう少し詳しく言うと、第二次納税義務と会社分割に関わるものです。これに関する処分を地裁は是認したのですが、高裁で引っ繰り返して処分を取り消しました。この事件では、文言をどこまで厳格に解釈するかということが問題になったのですが、裁判所は文理に忠実に解釈し、結果として課税庁の処分は取り消されたというものです。詳しくは、「税務事例研究」で取

り上げましたので、もし御関心のある方がいらっしゃいましたら、御覧いただければ幸いです<sup>(4)</sup>。

一方、文理解釈が原則と言っても、それだとどうなんだという場面もあります。課税当局の側で、そう思うことの方がたぶん、多いでしょう。つまり、文理どおりにやると、課税逃れをしているんだけど課税できないという場面がたくさんあると思います。それで、見方によっては無理をして課税することもある。それが裁判所に是認されることもある。それが裁判所に是認されないことでもあるという歴史があったと思います。これとは逆に、文理解釈が納税者に不利に働く場面もあって、これを裁判所が救済することもあり、どのような場合に救済され得るのかは、難しいところと思われます。

こうした文理解釈にまつわる諸問題について、IFA 日本支部の講演でお話しましたので、詳しくは講演録をご参照いただければ幸いです<sup>(5)</sup>。

### 2. 信託型ストックオプション

信託型ストックオプションの方に入ります。国税庁が令和5年の夏、ストックオプションに対する課税Q&Aというのを出版されて、七夕の日、7月7日に改訂されているのですが、その問3に信託型ストックオプションのことが書いてあります<sup>(6)</sup>。ここに、関連箇所を引用いたします。

(国税庁ホームページ「ストックオプションに対する課税 (Q&A) (情報)」(令和5年7月7日改訂) より一部引用)

#### 【税制非適格ストックオプション (信託型) の課税関係】

問3 私は、下記のとおり、勤務先から信託会社を通じてストックオプションを取得し、その権利を行使することにより取得した株式を売却しました。この場合の課税関係について教えてください。

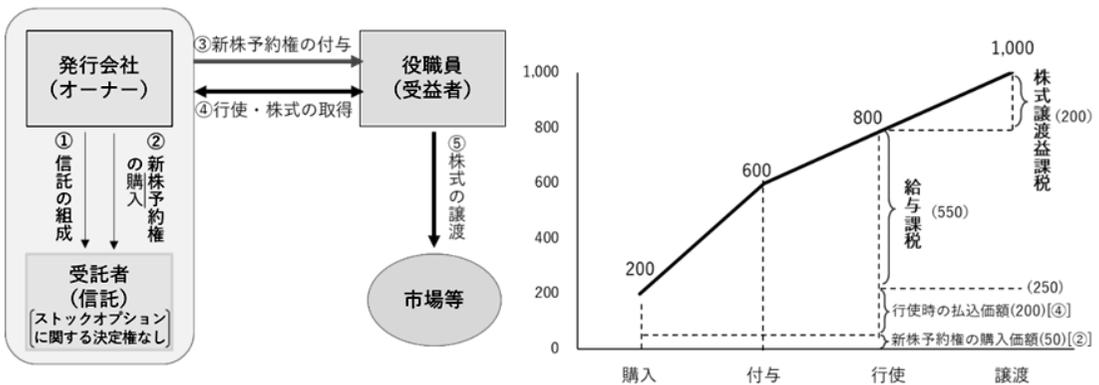
① 発行会社又は発行会社の代表取締役等が信託会社に金銭を信託して、信託 (法人課税信託) を組成する (信託の組成時に、受益者及びみなし受益者は存在しない。)

- ② 信託会社は、発行会社の譲渡制限付きストックオプションを適正な時価（50）で購入する。
- ③ 発行会社は、信託期間において会社に貢献した役職員を信託の受益者に指定し、信託財産として管理されているストックオプションを当該役職員に付与する。
- ④ 役職員は、ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得する。
- ⑤ 役職員は、ストックオプションを行使して取得した株式を売却する。

【発行会社の株価等】

- ・ ストックオプションの購入時 : 200
- ・ ストックオプションの付与时 : 600
- ・ ストックオプションの行使時 : 800 (権利行使価額 200)
- ・ 権利行使により取得した株式の譲渡時 : 1,000

《税制非適格ストックオプション（信託型）のイメージ》



(引用終わり)

問3の①では「発行会社又は発行会社の代表取締役等」と書いてありますが、代表取締役は、いわゆる会社のオーナーであることが多いと思われます。それで、図では、「発行会社（オーナー）」と書いてあるのでしょうか。そういう方が委託者になって信託会社に金銭を信託する。その信託会社が、発行会社のストックオプションを適正な時価で購入する。発行会社は、信託期間において会社に貢献した役職員を信託の受益者に指定する。そうすると信託会社は、信託財産として管理されているストックオプションを当該役職員に付与する。こういう流れです。つまり、暫くの間は信託

会社買ったストックオプションを信託の手に保管しておくわけ。ある時期が来ると、役職員の誰かが受益者に指定され、信託財産として管理されているストックオプションが役職員に付与される。それで、その役職員がストックオプションを行使して発行会社の株式を取得する。取得した後に、それを売却し、ここで利益が上がるわけですね。

何が問題かという、私みたいにもともと法曹実務家で、租税法より先に民法を習っていた、という人間からすると、私法上の関係というのがベースになるのかなと考えるわけです。そうすると、絵で見ても、発行会社や

オーナーが信託を作ってお金を渡しますと。受託者がお金で、新株予約権をオーナーまたは発行会社から買います。ある時点が来たときに、受益権が確定し、受託者から役員に新株予約権が移るといことだと思えます。私法上は、そうやって、ストックオプションが順々に移転していくことになります。

そういうことなんですけれども、国税庁の見解は、信託型ストックオプションについては、実質的には発行会社が役員にストックオプションを付与している、ということで、給与として課税される、としています。これが議論を呼んだわけです。

先ほど申し上げましたように、私法から入りますと、一旦、信託がされて、それから受益者が確定して、ということで、新株予約権は、発行会社から受託者に移って、受託者から役員に移るんじゃないのかなと。私のように契約書をしょっちゅうレビューしていたような人間からすると、そういう契約関係になっていますよね、と思うわけです。

しかし、国税庁は、発行会社が役員にストックオプションを付与したというふうに見るのです。実質的には、発行会社から直に役員がストックオプションを付与されている。図でも、①、②、③、④となっているわけなんですけれども、①から③辺りまでを全部ひっくり返して見るということなんだろうと思います。そのように全体的に見ると、発行会社が役員にストックオプションを付与している、しかも、役員は金銭を負担していないということで、給与として課税されるという見解が示されているのです。

けれども、信託に関しては、私法を前提として信託税制という特別な税制も組まれているわけですよね。信託税制は、基本的には信託という私法関係を前提にできていくルールだと思います。それは、税制当局自身が定めたルールでもありますので、執行官庁である国税庁としても、尊重すべきなのだと思います。

うのです。信託税制から行くと、受益者が存在しない信託は法人課税信託として扱われます。法人課税信託の受益者が役員に確定すると、信託財産であるストックオプション(新株予約権)は、法人課税信託の受託法人から、受益者である役員に対して、受益者確定の直前における法人課税信託における帳簿価格で取得したものととして所得を計算する。こうなります。要するに、信託税制の見方としては、ストックオプションは、受託法人から受益者に移転するのですね。ポイントは、受益者が確定した時に受託法人から受益者が新株予約権を取得したという前提で課税ルールが成り立っているということです。

この信託税制のルールが適用されること自体は、実はQ&Aの中で国税庁も認めています。ただ、それにプラスして給与課税が生じるということ述べています。それがどこから一体出てくるかということ、実質的に、ということなんだと思うんです。昔よく話題になっていた実質課税という考え方で、今は色々な判例を経て否定されたのではないかなと思っていたところだったので、随分昔の話が出てきたような印象を受けたのです。

国税庁見解のもしかしたら背後にあるのかなと思っているのは、平成17年の最高裁判決、有名なストックオプションに関する判決です<sup>(7)</sup>。外国親会社が日本子会社の役員に付与したストックオプションについての判例ですけれども、この事件では日本法人に勤務する役員から見て直接の契約の相手方ではない外国親会社から付与されたストックオプションであっても権利行使時に給与所得として課税されるとしました。雇用関係が直接ない外国の親会社から貰ったものであっても、実質的には給与所得だと判断している判例とも言えるので、この射程をある程度長くとらえると、信託型ストックオプションの場合でも射程が及ぶというふうに考え得るのかもしれない。しかし、平成17年の事案の場合

と比べると、信託型ストックオプションの場合は仕組みが複雑ですので、なかなか難しいのではないかという気はするところです。

以上、疑問を申し上げたんですけども、では、なぜ国税庁はこういう見解を示されたかということ、ホームページのQ&Aには書いていないですけども、おそらく、課税上の弊害があるのでしょうか。どういうことかと言うと、おそらくは、本来は給与所得として累進税率に服すべき所得だと。それが、単なる譲渡所得の比例税率で課税されるというのは、課税の公平性を害すると。その感覚自体は、よく分かるような気もするのです。ストックオプションを行使して、それなりの経済的利益を得た場合に、それに対応する形で累進的に負担をいただくというのは、政策論としては分かりやすいですよ。気持ちはよく分かります。ただ、それが法的に見てどうなのかというのが、そもそも法曹実務家であった私としては引っ掛かる場所があったわけです。

この点は、弁護士の先生と話しても、色々な考えの方がいます。国税庁の見解でいいんだという人もいれば、そうでない人もいます。ただ、法律家であれば、最終的に国税庁の見解を支持するにしても、私法上の性質を何か乗り越えているものがあるよねという引っ掛かりは持つのではないかなと考えております。

最後に、最近公表された、佐藤英明先生のご見解に触れたいと思います<sup>8)</sup>。信託税制と言えは佐藤英明先生ですし、加えて、私も法科大学院の教科書にした『スタンダード所得税法』という名著を書かれ、所得課税にも非常に通曉された先生ですから、佐藤英明先生が何をおっしゃるかというのは、私も気になっていたわけです。税務事例研究に論文を公表されたということで、早速読ませていただいたんですけども、正直申し上げますと、私にはなかなか難しかったんですね。私那不正確なことを申し上げてもいけませんので、原文をお読みいただくのがよろしいかと思

いますが、私なりに理解した概要だけ申し上げますと、結論としては、行使時給与課税という国税庁の見解と一緒にのかなと思われました。ただ、その結論に至る過程で、私がここまで申し上げたような、私法上の法律関係を乗り越えているのではないかという疑問については、佐藤英明先生も共有されているように思いました。つまり、実務上通常と見られる、オーナーが委託者のケースに関して言うと、私法上の法律関係を乗り越えるのは厳しいのではないかと、佐藤英明先生もお考えのように、私は読みました。

それではどうして国税庁と同じ結論になるのかということ、施行令の規定が違法で無効だということなんですよ。これは私も佐藤英明先生のお考えが理解し切れなかったんですけども、令和3年に国際興業管理という事件で、法人税法施行令が違法で無効だという判決も出たので<sup>9)</sup>、違法で無効だという政令は、もしかしたら他にもあるのかもしれないですよ。そういうことで、所得税法 36 条から言えば権利行使時に所得が実現しているようなケースでも、課税繰延べを認めている施行令の規定がおかしいので、その規定は所得税法の 36 条に反して違法で無効だということをおっしゃっています。その結果、行使時給与課税で良いんだというふうに拝読したところです。

佐藤英明論文に関する私の感想としては、最高裁判決で政令が違法で無効と判断されれば、そのように対応することになるとしても、最高裁判決が出る前の段階では、執行官庁である国税庁としては、政令が違法だという前提で動くわけにもいかないだろうと思いますので、実務的には、なかなか難しいところがあるのかなとは思いました。

このように、信託型ストックオプションの問題は、かなり難しい問題だと思います。おそらく色々なアプローチがあると思うのですよね。ファイナンス理論的に見てどうなのか

とか、私法から見るとこうだとか、色々あると思うのですけれども、私が今日申し上げたかったのは、元々、法曹実務家だった人間から見ると、私法上は違和感がある。私も、それ以上のことについては分からない部分も多いので、結論的なことは申し上げるつもりはなく、ただ、私法重視の法律家として生きてきたところから見るとこういう疑問があるということを申し上げたかったわけです。ご清聴ありがとうございました。

- 
- (1) 佐藤修二＝木村浩之＝川添文彬「鼎談 信託型ストック・オプションに関する国税庁見解の法的検討～国税当局への照会制度の課題の検討を兼ねて(前編)(後編)」週刊 T&A 991 号(2023) 4 頁、同 992 号(2023) 13 頁。
- (2) 拙稿『信託型ストックオプション』の課税上の取扱いに関する考察」税経通信 78 巻 12 号(2023) 32 頁。
- (3) 高松高判令和 4 年 8 月 30 日公刊物未登載。
- (4) 拙稿「事業再生における会社分割と第二次納税義務」税務事例研究 195 号(2023) 1 頁。
- (5) 拙稿「IFA 日本支部:第 15 回ウェブセミナーの報告: テーマ:租税法の文理解釈の原則をめぐって: 第二次納税義務に関する近時の高裁判決と延滞納税最高裁判決を中心に」租税研究 889 号(2023) 92 頁。
- (6) 国税庁「ストックオプションに対する課税(Q&A)(情報)」(令和 5 年 7 月 7 日改訂)  
 《<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/shinkoku.htm>》
- (7) 最判平成 17 年 1 月 25 日民集 59 巻 1 号 64 頁。
- (8) 佐藤英明「信託型ストックオプションの課税関係」税務事例研究 197 号(2024) 19 頁。
- (9) 最判令和 3 年 3 月 11 日民集 75 巻 3 号 418 頁。